令和４年度　第２回みきっ子未来応援協議会　次第

日時：令和５年１月３０日（月）
午後７時から
場所：三木市役所　大会議室

１　開会

２　市長あいさつ

３　会長あいさつ

４　諮問（第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し及び今後の三木市の子育て施策の展開について）

５　議事
（１）第二期三木市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて【資料１】
（２）各部会からの報告について【資料２】
（３）その他

６　報告
（１）子ども食堂の現状について【資料３】
（２）国の動向や法令について【資料４-①、資料４-②】

７　閉会

【資料１】

第二期
三木市子ども・子育て支援事業計画
中間年の見直し

令和５年３月

三　木　市

目　次

第５章　事業実施の見込みと確保方策 2
１．子どもの人口の見込み 2
３．就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保 3
４．地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策 7

第５章　事業実施の見込みと確保方策

１．子どもの人口の見込み

平成 27 年度から令和元年度の住民基本台帳人口に基づき、今後の住宅開発や転入・転出の動向を考慮して、本計画期間中の子どもの人口を推計しました。就学前、小学生ともに年々減少が予想され、令和６年度の推計児童数は、就学前児童で 2,582 人、小学生児童で 3,328 人、合計で 5,910 人となっています。

■就学前人口と小学生人口の推計（各年度４月１日時点）　　（人）

	令和５年度		令和６年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
０歳	390	397	382	390
１歳	413	425	400	413
２歳	425	376	419	434
３歳	443	504	431	385
４歳	446	445	446	507
５歳	502	495	448	453
６歳	539	540	504	496
７歳	553	546	538	541
８歳	575	565	553	542
９歳	596	587	574	568
10 歳	592	591	595	587
11 歳	644	633	592	594
就学前児童（０～５歳）	2,619	2642	2,526	2582
小学生児童（６～11 歳）	3,499	3462	3,356	3328
合　　計（０～11 歳）	6,118	6104	5,882	5910

３．就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保

就学前の子どもの教育・保育については、子どもの年齢と保育の必要性の認定に基づき、３つの認定区分に基づいて利用できる施設や時間が変わります。そのため、それぞれの認定区分別に量の見込みと確保方策を示すことになります。

■認定区分

年齢	満3歳以上		0～2歳
認定区分	1号認定 （教育標準時間認定）	2号認定 （保育認定）	3号認定 （保育認定）
対象者	幼稚園等での教育を希望する場合	就労等で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合	就労等で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
利用できる施設	幼稚園 認定こども園（教育部分利用）	保育所 認定こども園（保育部分利用）	保育所・認定こども園 小規模保育施設

（１） １号認定

３～５歳で保育の必要性がない認定区分（認定こども園、幼稚園）です。令和４年４月１日現在市内の幼稚園４か所、認定こども園 14 か所で実施されています。

■１号認定の量の見込み（各年度４月時点） （人）

		令和５年度		令和６年度	
		変更前	変更後	変更前	変更後
第1園区	① 就園児童数の見込み	100	126	94	116
	② 施設の受入人数	100	193	94	163
	③ ①-②	0	△67	0	△47
第2園区	① 就園児童数の見込み	117	106	108	104
	② 施設の受入人数	117	178	108	138
	③ ①-②	0	△72	0	△34
第3園区	① 就園児童数の見込み	14	20	13	14
	② 施設の受入人数	14	20	13	20
	③ ①-②	0	0	0	-6
全市	① 就園児童数の見込み	231	252	215	234
	② 施設の受入人数	231	391	215	321
	③ ①-②	0	△139	0	△87

※就園児童数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

第１園区、第３園区の見込み数は微増していますが、概ね当初計画通りに利用が減少する見込みとなっており、現状の施設整備と定員数で対応します。

（２）２号認定

３～５歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園）です。令和４年４月１日現在市内の保育所１か所、認定こども園 14 か所で実施されています。

■２号認定の量の見込み（各年度４月時点）　　**（人）**

		令和５年度		令和６年度	
		変更前	変更後	変更前	変更後
第1園区	① 就園児童数の見込み	620	604	596	562
	② 施設の受入人数	620	646	596	646
	③ ①-②	0	△42	0	△84
第2園区	① 就園児童数の見込み	361	424	340	418
	② 施設の受入人数	361	474	340	451
	③ ①-②	0	△50	0	△33
第3園区	① 就園児童数の見込み	78	99	71	70
	② 施設の受入人数	78	106	71	106
	③ ①-②	0	△7	0	△36
全市	① 就園児童数の見込み	1,059	1127	1,007	1050
	② 施設の受入人数	1,059	1226	1,007	1203
	③ ①-②	0	△99	0	△153

※就園児童数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

第２園区の利用が増加する傾向にありますが、現状の施設整備と定員数で対応できる見込みです。

（３）３号認定

０～２歳で保育の必要性がある認定区分（保育所、認定こども園、地域型保育事業所）です。令和４年４月１日現在、市内の保育所１か所、認定こども園 14 か所、小規模保育事業所６か所、事業所内保育事業所１か所で実施されています。

①０歳児

■３号認定０歳児の量の見込み（各年度４月時点）　（人）

		令和5年度		令和6年度	
		変更前	変更後	変更前	変更後
第1園区	① 就園児童数の見込み	38	34	38	34
	② 施設の受入人数	38	92	38	92
	③ ①-②	0	△58	0	△58
第2園区	① 就園児童数の見込み	23	22	23	21
	② 施設の受入人数	23	49	23	52
	③ ①-②	0	△27	0	△31
第3園区	① 就園児童数の見込み	9	4	8	4
	② 施設の受入人数	9	9	8	9
	③ ①-②	0	△5	0	△5
全市	① 就園児童数の見込み	70	60	69	59
	② 施設の受入人数	70	150	69	153
	③ ①-②	0	△90	0	△94

※就園児童数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口から算出

②１、２歳児

■３号認定１、２歳児の量の見込み（各年度４月時点）　（人）

		令和5年度		令和6年度	
		変更前	変更後	変更前	変更後
第1園区	① 就園児童数の見込み	310	265	308	297
	② 施設の受入人数	310	333	308	333
	③ ①-②	0	△68	0	△36
第2園区	① 就園児童数の見込み	149	221	144	215
	② 施設の受入人数	149	202	144	215
	③ ①-②	0	19	0	0
第3園区	① 就園児童数の見込み	45	32	42	39
	② 施設の受入人数	45	45	42	45
	③ ①-②	0	△13	0	△6
全市	① 就園児童数の見込み	504	518	494	552
	② 施設の受入人数	504	580	494	593
	③ ①-②	0	△62	0	△41

※就園児童数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口から算出

◆確保方策◆

４月当初の見込み数は現在の受入人数で賄えていますが、例年０～２歳児は途中入所により年度内で就園児童数が増加し、３月末には就園を希望する児童数が受入人数を超える見込みとなっています。また、推計児童数が減少していても、低年齢から就園を希望する児童数が年々増加していることから、可能な施設で定員数を増加し、対応します。

４．地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業については、実施する事業について、量の見込みと確保方策を示すことが求められています。本市ではすべての事業について、市全体を提供区域として量の見込みを定め、確保方策については、量の見込みと同数を実施するものとします。

（２）地域子育て支援拠点事業

児童、保護者等が相互の交流・研修を行う場所を提供するとともに、保育の専門員を配置し、子育てについての学習、相談、情報の提供、助言その他のサポートを行なっていきます。本市においては児童センターと吉川児童館の２か所で実施しています。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込み　　（か所・人日）

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
実施か所数	2	2	2	2
就学前利用人数	14,074	9,330	13,663	9,672
小学生利用人数	1,711	537	1,634	518
利用人数合計	15,785	9,867	15,297	10,190

※利用人数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口から算出。就学前については主な利用が保育所等を利用していない０～２歳であることを考慮して算出。

◆確保方策◆

引き続き児童センターと吉川児童館の２か所で実施し、親子の交流や相談の場とします。

（８）一時預かり事業

認定こども園等において、在園１号認定児童を通常の教育時間を超えて預かったり（預かり保育）、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かりを行う事業です。

①認定こども園等における在園児を対象とした一時預かり

■認定こども園等における在園児を対象とした一時預かりの量の見込み　　（人日）

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
利用人数	1,261	2,439	1,260	2,295

※利用人数の見込みは直近３か年の利用率の動向と１号認定者数の見込みから算出。

◆確保方策◆

市内幼保連携型認定こども園 14 か所及び幼稚園（令和５年度：４か所、６年度：２か所）で対応します。

②その他の一時預かり

■その他の一時預かりの量の見込み　（人日）

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
認定こども園での一時預かり	505	220	477	214
児童センター等での一時預かり	477	477	510	510

※利用人数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口から算出。

◆確保方策◆

市内幼保連携型認定こども園で対応します。（令和４年４月１日現在 14 か所）

児童センターの他、地域差を解消するため令和４年度から吉川児童館においても週１日実施しています。

（９）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。令和４年４月１日現在、市内の保育所１か所、認定こども園 14 か所、小規模保育事業所５か所で実施しています。

■延長保育事業の量の見込み　（人）

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
利用人数	720	751	694	732

※利用人数の見込みは直近３か年の利用率の動向と２・３号認定者数の見込みから算出。

◆確保方策◆

引き続き、市内の保育所 1 か所、認定こども園 14 か所、小規模保育事業所５か所で対応します。

（11）放課後児童健全育成（アフタースクール）事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後

に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。市内の小学校区を対象に、13 事業所で児童に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

■放課後児童健全育成事業の量の見込み（各年度４月時点）　　（人）

	令和5年度		令和6年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後
1年生	305	309	295	285
2年生	241	278	245	275
3年生	223	179	225	219
4年生	122	123	123	114
5年生	46	35	49	69
6年生	26	11	27	21
合計利用人数	963	935	964	983

※利用人数の見込みは直近３か年の利用率の動向と推計人口に基づくとともに、アンケート調査結果も考慮し、利用率が上昇すると仮定して見込み量を算出。

◆確保方策◆

支援員・補助員の人材確保に注力し、引き続き利用希望者全員を受け入れられる体制を整備します。

【資料２】

令和４年度第１回みきっ子未来応援協議会

就学前教育・保育部会の取組

日　時　令和４年１２月２２日（木）午後７時～８時３０分
出席者　部会委員７名　事務局７名
議　題　（報告事項）
　　１．幼保一体化計画の見直し後の実績について
　　２．幼稚園預かり保育の実績報告について

主な意見

１．幼保一体化計画の見直し後の実績について

・志染保育所の３号認定児定員増は、検討しているのか、もう進めているのか。

⇒（事務局）計画策定の中で決まっており、実施の方向で今準備を進めている。

・第２園区や神和認定こども園、エンゼル認定こども園の辺りは、新しい家が建ち、祖父母が近くにいない、土地に縁のない状態で三木に来る方もいる。頼るところがなく家庭だけでは保育が難しい時に、育児を一緒にするパートナーとしてこども園等が存在しないと、人口面でも子どもは増えていかない。こども園としてはできる限り、定員増や受け入れのキャパシティが必要なところは見ていきたい。

・三木市は入所しやすいという声を聞いたことがあるが、支援策とキャパシティのバランスの、落としどころの判断基準として、他市の状況の資料があってもいい。

２．幼稚園預かり保育の実績報告について

・それぞれの事情に合わせたしくみで、保護者が安心している。中でも、預かり保育の中で保護者のケアが可能になったことで、保護者の負担が軽減され、子育てが楽しくなった、ありがたいという声を聞く。また、保護者同士の中で、病気等でどうしてもという時は預かり保育に預けて、それ以外の時はお母さん同士の関係で預け合ってという住み分けができたように思う。

⇒（部会長）利用件数が挙がっているが、潜在的なニーズはまだあるのか等、見通しは色々あるように思う。

・今、職員が１人就いている。今後も確実に配置していただきたい。

⇒（部会長）預かっている園では、突然来ると大変ではないか。

⇒（委員）研修会に先生が参加できないといったことはあるが、職員を交代して参加するように工夫している。

・預かり保育について、意外と皆知らない。行政からのアナウンスはあるか。

⇒（事務局）市の子育てパンフレットには載っている。ただ、在園児優先というところはある。必要な時に使ってもらえるのはありがたいが、いつでも使えるとは言いにくい部分もある。窓口では、どちらかといえば児童館の一時預かりを案内している。園はある程度知っている仲間でできあがっているため、母の居場所がほしい方は、児童館の方が行きやすいという場合もある。

⇒（委員）０，１，２歳は定員いっぱいに入っている。そこに初めての子が来ると、先生が１人要る。本当にこの日は大丈夫という日しか受けられない。助けてあげたい、一緒に育ててあげたいと思っているが、なかなかそうはいかず苦しい。

⇒（委員）ＮＰＯで子育て支援をしているが、うまく連携できればと思う。子を預けることが罪と思っている方もたくさんいる。力になれればと思う。

・緑が丘東幼稚園や広野幼稚園で、預かり保育の利用がある中で、閉園時期が延びることはあるか。

⇒（事務局）預かり保育で延びるとは考えていない。

令和４年度みきっ子未来応援協議会
子育て環境部会の取組

第１回
日　時　令和４年１１月２２日（金）１８：５５～２０：４５
出席者　部会委員８名　事務局４名

議題（１）三木市の子育て施策の情報発信について

【内容】

市民の方から子育て支援施策について、近隣市町の方が優れているというご意見をよくいただくが、三木市は全体として子育て環境が整っている。そこでアピール方法が良くないのではと考え、情報の見せ方として、キャッチフレーズがある方が良い、他に有効な手法があるのかなど、委員の皆様から様々なご意見をいただいた。

【主な意見】

・母子モは利用していない。
・ホームページは情報がどこにあるのかわかりにくい。
・子育て応援Ｎａｖｉのページで、もっと子育ての感じを出せないか。
・ツイッターならタイムラインに流れてきて勝手に目にとまる。
・毎日ツイートした方が良い。フォロワーも増えて表示されやすくなる。
・アカウントのアイコンを差別化することで目にとまりやすくなると思う。
・ツイートに画像を付けたり、ハッシュタグ（#三木市子育て情報）を付けたりしてはどうか。
・「子育て応援ハンドブック」の表紙にツイッターのアカウント名とハッシュタグを掲載してはどうか。
・移住定住プロモーション動画「キミもミキになる」を活用してほしい。
・三木市の子育て施策の一番魅力的なことは何か。そこを発信していこうというのが無ければ、キャッチフレーズも出来上がらない。
・子どもを迷惑に思わない街になってほしい。
・子ども子育て支援事業計画の基本理念「人がつながり　子どもが育つまち　三木」をもっとアピールしてはどうか。

議題（２）多胎児世帯・多子世帯支援について

【内容】

今年、議会において、多子世帯支援の現状と支援メニューの充実につい

て質問があり、また、多胎児の保護者の方から現状と支援の充実を求める声を直接聞く機会があった。子育て世帯に関わる機会も多い委員の皆様より、ご意見をいただいた。

【主な意見】

・双子で片方のお子さんに障がいがある場合、障がいのないお子さんの支援も必要とされている。そういった視点での多胎児支援も必要と感じる。

・育児ファミサポを在宅中に利用できるようにしてはどうか。

その他のご意見

・三木市の出生率が１を切る前に、いろいろやり始めていただきたい。

部会後の展開について

・三木市健康福祉部のツイッターでハッシュタグ「#三木市子育て情報」と画像を付けたツイートを開始。一時預かり保育の紹介や、子育てキャラバンの予定など。

・「三木市子育て応援ハンドブック」の表紙にツイッターのアカウントとハッシュタグを掲載予定。広報２月号の子育てのページにも掲載予定。

・多胎児・多子世帯支援として、児童センターと吉川児童館での一時預かり保育の利用料金を２人目以降無料とすることを検討中。

「子育て応援ハンドブック」イメージ

令和４年度みきっ子未来応援協議会

要保護児童部会の取組

１　部会（代表者会議）

日　時　令和４年１１月２日（水）午後１時３０分～午後３時

出席者　部会委員１１名　事務局他９名

議　事　（報告事項）令和３年度三木市の要保護児童の現状及び
令和４年度要保護児童部会取組状況について
（情報交換会）関係機関の連絡調整について

議事内容

（報告事項）

・令和３年度の児童虐待相談件数は延べ 3,816 件、送致件数は 0 件、新規相談児童数は 36 人であった。

・児童虐待防止ネットワーク（オレンジネットワーク）事業を実施。
市内の園・小学校・中学校等を訪問し、気になる児童生徒の情報共有や相談を受け、未然防止ができるように連携に取り組む。

・令和４年度ヤングケアラー支援の取組み。
児童虐待防止ネットワークにおいて情報提供、情報共有を行う。ヤングケアラー支援研修、ポスター掲示等の周知啓発に取り組む。

（情報交換会）

関係機関の連絡調整について

「三木市における要保護児童への支援体制について」子育て支援課

「こども家庭センターにおける児童虐待の現状」加東こども家庭センター

・関係機関で意見交換を行った。

２　実務者会議（５回開催）

日　時　①令和４年５月２３日（月）
②令和４年７月２５日（月）
③令和４年９月２６日（月）
④令和４年１１月２８日（月）
⑤令和５年１月２３日（月）

出席者　関係機関実務者９名　事務局９名　スーパーバイザー１名

内　容　要保護児童のケース進行管理
ケースに対する主担当機関の確認、支援方針の検討や見直し
関係機関の情報共有

【資料３】

市内の子ども食堂

令和5年1月25日現在

地区	場所	名称	開催	料金
緑が丘	地域交流施設みんなのひろばおおきなき (緑が丘町中 2-1-1)	おおきなき こども食堂	毎月第 1･3 金曜 15:30～20:30 配食　18:00～	子ども 300 円 大人 500 円
自由が丘	自由が丘中公園わくわくステーション北館 (志染町中自由が丘 2 丁目 372-13)	わくわく 子ども食堂	毎週木曜日 16:30～18:30	子ども 300 円 大人 500 円
三木	中央公民館 (本町 2-2-10)	NPO みんなの城	第 1･2･3 土曜日 16:00～20:00	子ども 300 円 大人 500 円
吉川	みなぎ台第5集会所 (吉川町みなぎ台 2 丁目 25-5)	おだんごぱん キッチン	第 3 日曜日 11:30～12:30	子ども無料 大人 100 円 (高校生以上)
別所	別所町公民館 (別所町西這田 1 丁目 10)	べっしょ なかよし食堂	第 1･3 金曜日 16:00～19:00 食事提供 17:30～	子ども無料 (こども券) 大人 500 円

※吉川･･･R4.12.18 開設、別所･･･R5.1.20 開設

令和５年度の事業内容（案）
①新規開設に向けた取り組みを継続 ※未開設地区を重点的に（口吉川・志染・細川・青山・三木南）
②子ども食堂ネットワークへの参加
・既存団体の運営継続及び運営方法の改善（情報交換）
・フードドライブ活動
・新規団体へのアドバイス機能（ノウハウの継承）
③支援企業の募集（広報、ホームページ）
④学生ボランティアの宿題ヘルプ（募集）

資料４－①

こども家庭庁の創設について（イメージ）

こども家庭庁の創設により、
- ○ こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- ○ 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- ○ 就学前の育ちの格差是正
- ○ こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）

妊娠前 → 妊娠期～産後 → 乳幼児期（～5歳） → 学齢期以降（6歳～） → 18歳以降

- 妊娠相談・支援　厚労省
- 妊産婦支援（産後ケア含む）　厚労省
- 子育て支援（未就園児）　厚労省
- 幼稚園（特別支援学校を含む）
- 認定こども園　内閣府　※文科省・厚労省と共管
- 保育所　厚労省
- 就学前こども育ち指針　新規
- 母子保健　厚労省
- 義務教育（特別支援学校を含む）
- 高校教育（特別支援学校を含む）
- 大学等
- いじめ・不登校　文科省と連携
- こどもの居場所づくり指針　新規
- こどもの居場所（放課後児童クラブ、こども食堂、学習支援の場、青少年センター等）　厚労省　内閣府　内閣府　内閣府
- こどもの心のケア
- 児童手当（15歳まで）　内閣府
- こどもの安全（事故防止、災害共済給付、性被害防止等）　消費者庁・内閣府　文科省　新規
- 困難な状況にあるこども支援（児童虐待、貧困、ひとり親、ヤングケアラー、障害児、高校中退、非行等）　厚労省　内閣府　厚労省　厚労省・文科省　厚労省　警察庁・法務省と連携
- 周産期医療
- こどもに対する医療

資料４-②

こども家庭庁について

内閣官房　こども家庭庁設立準備室

令和4年9月

こどもや若者が自分らしく成長できる社会を目指して
～「こども家庭庁」をつくる理由～

●2023年4月1日、こども家庭庁ができます！

●こどもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。みなさんが自分らしく健やかに幸せに成長できるように、社会全体で支えていくことがとても重要です。そこで、大人が中心になっていたこの国や社会のかたちを「こどもまんなか」へと変えていく司令塔として、こども家庭庁という国の新しい組織をつくることになりました。

●こども家庭庁は、いつも、こどもにとって何が大切かを、こどもの目線で考えて、政府の仕事をリードしていきます。こども家庭庁自身も、こどもが健やかに成長するための取組や困っているこどもへのサポートを進めます。

●「こどもまんなか」社会の主役は、こどもや若者のみなさんです。社会をつくる一員として、ぜひ声を聴かせてください。こども家庭庁は、こどもや若者のみなさんの声をしっかりと受け止めて、みなさんと一緒になって、いつもこどもや若者にとって最も良いことが何かを考え、様々な取組を進めていきます。

「こども家庭庁」を作るための話し合いをどのようにしたの？

●こどもの視点に立って、何を大事にするのか、政府は何をする必要があるのか、こどもの問題を考えてきた大学の先生や若者、こども・若者の支援をしている人などが「有識者会議」で話し合いました。また、大人だけでなく、こども・若者からも意見を聴き、会議で報告しました（こども・若者からの意見は次のページで紹介しています。）。

●そして、「こども家庭庁」の「基本方針」を総理とすべての大臣がメンバーの閣議で決めました。

こども・若者からの意見

令和3年(2021年)10月から11月にかけて、こども・若者約60名から意見を聴き、政府に取り組んでほしいことやどのような仕組みなら意見が言いやすいかなどについて、たくさんのアイデアをもらいました。
以下は、こども・若者からのアイデアの一部です。「有識者会議」の報告書や「基本方針」にも反映しています。

学校や家庭以外の居場所づくりに取り組む

こどもの意見が積極的かつ適切に反映されるよう取り組む

こどもにとってなじみやすいSNSなどを使った広報や情報の発信を行う

一時保護所(虐待や家族が育てられないなどの理由で、家庭から一時的に離れて暮らす場所)からも学校に行けるようにし、一時保護所での行動の制限をどうしても必要なものだけする

こどもが正確でわかりやすい情報を簡単に見つけられるようにする

制度や支援についてオンラインで気軽に問い合わせできる仕組みを作る

こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境を作る

児童養護施設(こどもが家庭以外の場所で暮らす施設)での生活の決め事などはそこで生活するこども自身の意見を聴いて、より良くしていく

こどもと近い目線・価値観で対応することができる「お兄さん」「お姉さん」的な支援者による支援を進める

性別によって役割や仕事などが決まるという考え方を変え、性別に関わらず、いろいろな可能性を広げるための取り組みをする

児童養護施設(こどもが家庭以外の場所で暮らす施設)などで暮らすこどもが大人になって社会に出ていくときの支援について、施設で暮らしている間からの支援をもっと行う

「基本方針」では、こどもに関わる政策を進めるときに大事にすることを6つあげています。

1 こどもや子育てをしている人の目線に立った政策を作ること

●こどもは、まわりの人に支えられながら、自分のことを決めたり、意見を伝えたりする主体です。「こども家庭庁」は、こどもの声をしっかりと聴いて、こどもにとって一番いいことは何かを考え、仕事をします。また、こどもや若者の社会との関わりを応援します。

●一緒に住む家族の人数が少なくなったり、地域での助け合いが減ったりして、子育てが大変な家庭が増えています。子育てをしている人が、負担や不安を感じることが減り、ゆとりを持ってこどもと向き合うことができると、こどものより良い成長につながります。
そのため、子育てをしている人の意見も聴いて、仕事をします。

2 すべてのこどもが心も身体も健康に育ち、幸せになること

●児童の権利条約(すべてのこどもがもっている権利について定めた条約)の内容に従って、以下のとおり取り組みます。

・すべてのこどもが、命を守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるようにします。
・こどもにとって何が一番良いかを考え、決めたり、行われたりするようにします。
・こどもは、自分に関することには自由に意見が言えるようにします。大人はその意見を、こどもの年齢や成長に合わせて、よく考えるようにします。
・すべてのこどもは、一人の人として大切にされ、どんな理由でも差別されないようにします。

●こどもの成長を支援できるように、妊娠前から大人になるまでの間、健康や生活を支え、教育を受けられるようにします。

●すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ち、いろいろな体験ができて、幸せな状態で成長していけるようにします。そのために、家庭、学校、職場、地域などのすべての人が協力します。

●性別に関わらず、すべてのこどもが、自分の可能性を広げていけるようにします。

3 だれひとり取り残さないこと

●虐待や貧困(物やお金が、生活のために十分ではないこと)など困難な状況にあるこどもを含めて、すべてのこどもが取り残されることのないようにします。そして、こどもが社会に参加できるようにします。

4 政府の仕組みや組織、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれないようにすること

●こどもがかかえる困難は、単純ではありません。いろいろなことが重なって、いじめ、不登校、ひきこもり、非行などにつながってしまいます。

●いじめ、不登校、ひきこもり、非行などは、こどもからのSOSかもしれません。家族にも、悩みがあるのかもしれません。

こども政策で大事にすること

●こどものかかえる困難を解決するには、いろいろな専門家が協力することが必要です。また、これまでは、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれてしまうことがありました。「こども家庭庁」では、それぞれの状況に合わせて、支援がとぎれないようにします。

5 こどもや家庭が自分から動かなくても、必要な支援が届くようにすること

●困っているこどもや家庭ほど、助けてと言うのが大変だったり、相談できることを知らなかったりすることがあります。こどもを支える人が、こどもや家族がいる場所に行く、SNSなどで自動的にお知らせが来るようにする、といった工夫をします。

6 こどもに関する調査・データを集め、それをしっかり政策にいかすこと

●こどもの考え、こどもや家庭をとりまく状況、こどもを支える団体などについて集めた調査・データを政策にいかします。また、数字だけではなく、こどもの言葉なども大切にします。

こども家庭庁が大切にする3つの姿勢

1 こどもの目線、子育てをしている人の声を大切にすること

こどもの声を聴くことは、こどもを大切にする第一歩です。

2 地方自治体(都道府県・市区町村)と協力すること

こどもや子育てしている人に身近な地方自治体とよく話し合って協力していきます。

3 NPOや地域の人たちと話し合い、協力すること

こどもや若者、子育て支援を行っているNPO(社会の問題に取り組んでいる民間団体)や地域で活動している人たちとのつながりを強くし、話し合い、協力します。

こども家庭庁の役割

政府の中のこども政策全体の「リーダー」

●これまで、こどもに関係する仕事は、政府のいろいろな省や庁が別々に行ってきました。これからは、「こども家庭庁」が政府の中のこども政策全体のリーダーになります。

●「こども家庭庁」には、こども政策を担当する大臣をおきます。その大臣は、他の大臣が担当する仕事(たとえば、文部科学省が担当する学校の仕事など)が十分ではないとき、もっと良くするように言うことができます。

新しい課題などに対応する

●社会の変化によって、次々と新しい課題が出てきます。これまでなかった課題、どの省庁が担当するかはっきりしなかった課題や対応が十分ではなかった課題に取り組みます。

こども家庭庁の体制

こども家庭庁は、「内閣総理大臣」、「こども政策担当大臣」、「こども家庭庁長官」をリーダーにします。その人たちの下に、企画立案・総合調整部門、成育部門、支援部門という3つの部門をつくります。

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

こども家庭庁長官

企画立案・総合調整部門

全体の取りまとめ

1. こどもや若者の意見を聴いた上でのこども政策全体の企画立案
2. 地方自治体や民間の団体との協力

etc

成育部門

こどもの育ちをサポート

1. 妊娠・出産の支援や母親と小さなこどもの健康の支援
2. 保育所や幼稚園など小学校に入学する前のこどもの育ち
3. 小中高生の居場所づくりや放課後児童クラブ
4. こどもの安全(性的被害や事故の防止)

etc

支援部門

特に支援が必要なこどもをサポート

1. こどもの虐待防止やヤングケアラー(家族にケアが必要な人がいるため、家事や家族の世話などを行っているこども)などの支援
2. 血のつながった家族以外と暮らしているこどもの生活の充実や大人になって社会に出ていくための支援
3. こどもの貧困やひとり親家庭の支援
4. 障害のあるこどもの支援

etc

こども・若者から意見を聴いたり、こども・若者が参加する仕組み

こどもや若者から意見を聴くために、いろいろな工夫をします。
たとえば、

- 意見を言いたいこども・若者を集めて、会を開く
- こども・若者が政府の会議などに参加できるようにする
- こどもに関する政策を決めるときには、こども・若者が政府に分かりやすく情報を伝え、政府に意見を送れるようにする（パブリックコメント）
- SNSなどこども・若者が参加しやすい方法で意見を聴く

などをしていきます。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号）の概要

資料４－③

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

１．子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

２．一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

３．社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

４．児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

５．一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から７日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

６．子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

７．児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、７の一部は公布後3月を経過した日、令和５年４月１日又は公布後2年以内で政令で定める日）